

「関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業務委託」
提案書作成要領

1 件名

関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限）は約 200 万円（税込み）です。

3 提案者の資格

本プロポーザルの提案資格は、次に掲げる条件をすべて満たすこととします。

- (1) 「令和 5・6 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）」（以下、名簿という）に登載されており、「建設コンサルタント等の業務」を営業種目の 1 位に登録し、かつ、「建設コンサルタント・都市計画・まちづくり」を細目に登録している者であること。ただし、参加意向申出書提出時において名簿に登載されていない者であっても、その時点で登録申請を済ませており、受託候補者を特定する期日までに名簿への登載が完了すれば、名簿に登載されているものとみなす。
- (2) 河川の水辺活用に関する業務実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当していない者であること。
- (4) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産宣告を受け、復権していない者でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がない者であること。
- (10) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間において、横浜市指名停止等措置要綱（最近改正令和 3 年 4 月 1 日）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (11) 本業務委託の完了までの履行が可能なこと。

4 スケジュール

契約締結までのスケジュールは、次のとおりです。

	事項	時期
1	参考資料の交付申込	令和6年7月12日（金）15時まで
2	参加意向申出書の提出	令和6年7月16日（火）17時まで
3	提案資格確認結果通知書及び プロポーザル関係書類提出要請書の交付	令和6年7月22日（月）
4	質問書の提出（質問がある場合）	令和6年7月29日（月）17時まで
5	質問への回答	令和6年8月2日（金）
6	提案書の提出	令和6年8月9日（金）17時まで
7	ヒアリングの実施	令和6年8月21日（水）（予定）
8	結果通知書の交付	令和6年8月 末頃
9	契約締結	令和6年9月 初旬頃

5 参考資料の交付申込

希望する者に対し、参考資料として「関内・関外地区活性化協議会水辺活用と周辺の賑わいづくりPJ提言書」を交付します。希望する場合は、電子メールにて申し込んでください。

(1) 提出書類

参考資料交付申込書（様式1）

(2) 申込期限

令和6年7月12日（金）15時00分

(3) 申込先

横浜市都市整備局臨海部活性化推進課 担当 落合・藤井

電話 045-671-4863

電子メール：tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp

(4) 申込方法

電子メール

ア 電子メールの件名の頭に「【参考資料交付希望】」と記載してください。

イ 電子メール送信後に必ず申込先まで電話連絡を行ってください。

(5) 参考資料の交付

申込者に対し、随時、電子メールにて送付します。

6 参加意向申出書等の提出

提案書の提出を希望する場合は、必ず「参加意向申出書」、「誓約書」および「河川の水辺活用に関する業務実績」を提出し、参加意向の表明を行ってください。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式2） 1部

イ 誓約書（様式3） 1部

ウ 河川の水辺活用に関する業務実績（様式4 ※要添付書類あり） 1部

(2) 提出期限

令和6年7月16日（火）17時00分

(3) 提出先

横浜市都市整備局臨海部活性化推進課 担当 落合・藤井
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階
電話 045-671-4863

(4) 提出方法

持参または郵送

ア 持参の場合は、市役所開庁日の9時～12時、13時～17時の間に提出してください。

イ 郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。また、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

7 提案資格確認結果の通知

(1) 参加意向申出者に対し、資格の有無に関わらず、提案資格確認結果通知書（別紙1）を令和6年7月22日（月）に電子メールにて送付します。なお、提案資格を有すると認められた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（別紙2）を電子メールにて送付します。

(2) 提案資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加意向申出者は、書面により提案資格が認められなかった理由の説明を求めることができます。この書面の提出期限は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時とします。本市は、書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

8 質問書の提出

提案資格を有すると認められた者において、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出してください。質問のない場合は、提出不要です。

(1) 提出書類

質問書（様式5）

(2) 提出期限

令和6年7月29日（月）17時00分

(3) 提出先

横浜市都市整備局臨海部活性化推進課 担当 落合・藤井
電話番号 : 045-671-4863
電子メール : tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp

(4) 提出方法

電子メール

ア 電子メールの件名の頭に「【質問書】」と記載してください。

イ 電子メール送信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

(5) 回答日及び回答方法

令和6年8月2日（金）までにホームページに掲載します。

9 提案書の提出

提案資格が認められた者において、所定の様式にて提案書を作成し、提出してください。

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（様式6）

イ 提案企業の過去10年間の本業務に活かすことのできる業務実績（様式7 ※要添付書類あり）

ウ 業務実施体制図（様式8）

エ 予定人員の過去10年間の本業務に活かすことのできる業務実績（様式9 ※要添付書類あり）

オ 業務実施方針等（現状分析と課題認識、将来の水辺活用の方向性）（様式10）

カ ワーク・ライフバランスに関する取組等（様式11 ※要添付書類あり）

キ 提案書の開示に係る意向申出書（様式12）

ク 参考見積書（任意様式 ※人工を明記してください）

(2) 提出部数

ア 提出書類のア～クを綴じ込んだファイル：8部

イ 電子データ：1部（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）

(3) 提出期限

令和6年8月9日（金）17時00分

(4) 提出先

横浜市都市整備局臨海部活性化推進課 担当 落合・藤井

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話 045-671-4863

(5) 提出方法

持参または郵送

ア 持参の場合は、市役所開庁日の9時～12時、13時～17時の間に提出してください。

イ 郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。また、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

(6) 提案書作成の留意点

ア 文字の大きさは、注記等を除き、原則10ポイント以上の大きさとしてください。

イ 多色刷りは可とします。

ウ 提案書表紙（様式6）を除き、社名や商標、マーク等、提案者を認識できるものの記載は一切行わないでください。

エ A3の様式は、片袖折りにし、A4サイズにしてください。

オ 提出書類のア～ク一式をA4フラットファイルに綴じ込み、インデックスをつけてください。（ファイル、インデックスの様式は特に指定しません。）

カ ファイルの表表紙および背表紙に、「関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業

務委託 提案書」および「社名」を記載してください。

10 ヒアリングの実施

(1) 実施日・実施場所

令和6年8月21日(水)(予定)

実施日は、前後する可能性があります。

場所・時間等の詳細は、別途通知します。

(2) 出席者

業務を統括する者を含む2名以下としてください。

(3) 実施方法

ア 提案書について口頭で説明を求めます。

イ 説明は業務を統括する者が行ってください。

ウ 説明にあたり、企業名が分からないようにしてください。

エ 説明資料は提案書を使用してください。資料の変更・追加は認めません。

11 特定・非特定の通知

(1) 提案書を提出した者に対して、受託候補者への特定・非特定に関わらず、結果通知書（別紙3）を令和6年8月末頃に電子メールにて送付します。

(2) 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。この書面の提出期限は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時とします。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 留意事項

(1) 提案書の作成、提出およびヒアリング等に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 次のいずれかに該当するときは、本契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とします。

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ ヒアリングに出席しなかった者

キ 本プロポーザルに関して、評価委員と不正な接触があった者

(3) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

特定された受託候補者と、後日、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。その際、受託者において契約書を作成することを要します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

(5) 提案書等の取扱い

- ア 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、提出された提案書等を公開することがあります。
- イ プロポーザルの実施または公開等の際に、提出された提案書等の複製を作成することがあります。
- ウ 提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- エ 提出された提案書等は返却しません。
- オ プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施できるものではありません。

(6) その他

- ア 提案書等に記載した配置予定の人員は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- イ プロポーザル実施のために本市が作成した資料および参考資料として交付した資料については、本市の了解なく公表・使用することはできません。
- ウ 提案書等の提出は、1者につき1案のみとします。
- エ 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定された者が指名停止となった場合は、次順位の者と業務委託契約の手続を行います。
- オ 提案書を提出した後に辞退する場合は、速やかに本市に連絡するとともに、書面にて申し出てください。

(別紙1)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業務委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに都市整備局臨海部活性化推進課
へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 都市整備局臨海部活性化推進課

氏名 落合、藤井

電話 045-671-4863

E-mail tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp

(別紙 2)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業務委託

提出書類

- 1 質問書（提出期限：令和6年7月29日（月）17時（質問がない場合は提出不要））
- 2 提案書（提出期限：令和6年8月9日（金）17時）

提案書の作成に必要な資料（提案書作成要領、様式、業務説明資料等）は、横浜市ホームページよりダウンロードできます。

連絡担当者

所属 都市整備局臨海部活性化推進課

氏名 落合、藤井

電話 045-671-4863

E-mail tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp

(別紙3)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：関内・関外地区水辺活用ビジョン（仮称）検討等業務委託

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに都市整備局臨海部
活性化推進課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 都市整備局臨海部活性化推進課

氏名 落合、藤井

電話 045-671-4863

E-mail tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp